

独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁  
円滑化の取組に関する特別調査の調査票の発送開始及び積極的な情報  
提供のお願いについて

令和5年5月30日  
公正取引委員会

公正取引委員会は、令和4年12月27日に公表した「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の結果」<sup>(注)</sup>等を踏まえ、令和5年度において、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関して、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の価格転嫁が適切に行われているかなどを把握するための更なる調査として特別調査を実施することとし、本日、11万名を超える事業者に対して調査票を発送しました。

今回の書面調査においては、コスト構造において労務費の占める割合が高い業種に対して重点的に調査票を発送するとともに、令和4年の緊急調査において注意喚起文書を送付した事業者へ調査票を発送し、その後の取組状況を確認することとしています。

また、調査票が届いていない事業者であっても調査に参加することができるよう、公正取引委員会のウェブサイト上に特設ページを開設しておりますので、事業者の皆様からの積極的な情報提供をお願いいたします。

(注) [https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/dec/221227\\_kinkyuchosakekka.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/dec/221227_kinkyuchosakekka.html)

独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の  
価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査に係る特設ページ  
[https://www.jftc.go.jp/partnership\\_package/tokubetsu/chosa.html](https://www.jftc.go.jp/partnership_package/tokubetsu/chosa.html)

今後、公正取引委員会は、今回の書面調査等の結果を踏まえ、必要に応じて発注者向けの書面調査を実施するとともに、発注事業者と受注事業者との間で協議を経ない取引価格の据置き等が疑われる事案について立入調査を実施します。そして、問題につながるおそれのある行為が認められた事案については、関係事業者に対し注意喚起文書を送付するなど必要な対応を採るとともに、令和5年内を目途に調査結果を取りまとめます。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課  
優越的地位濫用未然防止対策調査室  
電話 03-3581-1882 (直通)  
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>